

家族介護支援事業

*家族介護慰労金支給

在宅で介護している家族へ介護慰労金を支給することにより、日頃の労苦に報いることとともに経済的負担軽減を図り、住み慣れた自宅での生活を継続できることを支援します。

《支給対象者》

町内に住所を有し、次の条件すべてに該当する65歳以上の高齢者を現に常時介護している家族

- (1) 要介護4又は5の認定を受けている高齢者を常時介護している。
- (2) 住民税非課税世帯である。(生活保護世帯は除く。)
- (3) 過去1年間介護サービスを利用していない。
- (4) 過去1年間を通じて90日を超える入院をしていない。
- (5) 介護保険料及び後期高齢者医療保険、町税等の滞納がないこと。

《支給額》

年額 10万円

※詳しくは直接お問合せください。

町地域包括支援センター 855-1070

*家族介護用品支給

要介護者を在宅で介護している家族に対して、介護用品購入にかかる経費の一部を助成することにより、家族介護の生活の安定を支援するものです。

《利用対象者》

町内に住所を有し、次の条件すべてに該当する者。

- (1) 要介護4又は5の認定を受けている者を在宅で介護している同居家族。
- (2) 市町村民税非課税世帯であること。
- (3) 世帯が介護保険料及び後期高齢者医療保険、町税等の滞納がないこと。

※詳しくは直接お問合せください。

町地域包括支援センター 855-1070

《介護用品購入券》

月額 6千円